

平成 22 年（2010 年）

深川市議会会議録

第 3 回 臨時会

第 3 回臨時会 平成 22 年 10 月 18 日 開会・閉会

深川市議会

平成 2 2 年第 3 回深川市議会臨時会目次

会期日程.....	1
議決結果表.....	2
出席議員.....	3
説明のため出席した者.....	4
事務局職員出席者.....	5
第 1 号 (1 0 月 1 8 日)	
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	8
日程第 2 会期の決定について.....	8
日程第 3 議案第 6 6 号 財産の取得について (緊急通報システム端末装置)	8
質疑・渡辺英雄君.....	8
答弁・通市民福祉部長.....	9
答弁・坂本企画総務部長.....	9
再質疑・渡辺英雄君.....	1 0
答弁・坂本企画総務部長.....	1 0
質疑・北名照美君.....	1 0
関連質疑・東出治通君.....	1 0
答弁・坂本企画総務部長.....	1 1
答弁・通市民福祉部長.....	1 1
再質疑・北名照美君.....	1 1
再質疑・東出治通君.....	1 1
答弁・通市民福祉部長.....	1 2
答弁・坂本企画総務部長.....	1 2
東出議員の再質疑に対する答弁の取り消し・通市民福祉部長.....	1 2
答弁・通市民福祉部長.....	1 2
再々質疑・北名照美君.....	1 2
再々質疑・東出治通君.....	1 2
答弁・坂本企画総務部長.....	1 3
質疑・田中昌幸君.....	1 3
答弁・坂本企画総務部長.....	1 3
再質疑・田中昌幸君.....	1 5
答弁・坂本企画総務部長.....	1 5
日程第 4 議案第 6 7 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について.....	1 5
質疑・渡辺英雄君.....	1 5
答弁・坂本企画総務部長.....	1 6
再質疑・渡辺英雄君.....	1 6
答弁・坂本企画総務部長.....	1 6
質疑・北名照美君.....	1 6
答弁・坂本企画総務部長.....	1 6
再質疑・北名照美君.....	1 7
答弁・坂本企画総務部長.....	1 7
再々質疑・北名照美君.....	1 7
答弁・坂本企画総務部長.....	1 8
討論・北名照美君.....	1 8
日程第 5 議案第 6 8 号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について.....	1 9

平成 22 年

深川市議会第 3 回臨時会会議録

平成22年10月18日 開 会

平成22年10月18日 閉 会

平成22年第3回深川市議会臨時会会期日程

会期10月18日 1日間

日目	月 日	曜日	種 別	審 議 事 項 等	開議時刻
1	10 . 18	月	本会議	会期の決定、議案審議（財産の取得、条例、専決処分）	10：00

平成22年第3回深川市議会臨時会議決結果表

会期 平成22年10月18日(月)

事 件 番 号	件 名	議決年月日	付託年月日	索 引
		議 決 結 果	付託委員会	
議案第66号	財産の取得について(緊急通報システム端末装置)	22.10.18		8
		原案可決		
議案第67号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	"		15
		"		
議案第68号	損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について	22.10.18		19
		承認		

出席議員

議席 番号	氏 名	出 席 月 日					
		10.18					
1	宮 田 剛 暁 君						
2	山 田 圭 二 君						
3	北 本 清 美 君						
4	長 野 勉 君						
5	田 中 昌 幸 君						
6	楠 理 智 子 君						
7	水 上 真 由 美 君						
8	松 沢 一 昭 君						
9	渡 辺 英 雄 君						
10	北 畑 透 君						
12	川 中 裕 君						
13	東 出 治 通 君						
14	太 田 幸 一 君						
15	田 中 裕 章 君						
16	北 名 照 美 君						

議席番号11は欠番

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	出 席 月 日					
		10.18					
市 長	山 下 貴 史 君						
教育委員会委員長	上 垣 由 紀 子 君						
農業委員会会長	河 合 義 則 君						
選挙管理委員会委員長	松 田 俊 雄 君						
監査委員	大 内 俊 君						
副市長	寺 下 良 一 君						
企画総務部長	坂 本 光 央 君						
市民福祉部長	通 義 美 君						
経済・地域振興部長	沢 田 敏 幸 君						
建設水道部長	松 浦 龍 行 君						
総務課長	高 田 智 之 君						
財政課長	平 山 泰 樹 君						
教育長	鈴 木 英 利 君						
教育部長	一 原 慶 逸 君						
市立病院事務部長	川 端 政 幸 君						
公平委員会事務局長	坂 本 光 央 君						

事務局職員出席者

職名	氏名	出席月日					
		10.18					
事務局長	山岸弘明君						
事務局次長	渡辺加代子君						
議会庶務係長	水野紀子君						
議事係長	古村浩一君						
議事係兼議会庶務係	梶原仁君						



平成22年第3回臨時会

平成22年10月18日（月曜日）

深川市議会臨時会会議録 (第1号)

平成22年10月18日(月曜日)

午前10時00分 開会

午前11時49分 閉会

○議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第66号 財産の取得について
(緊急通報システム端末装置)
- 日程第 4 議案第67号 特別職の職員の給与
に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 5 議案第68号 損害賠償の額を定め
ることの専決処分の承認について

(午前10時00分 開 会)

○議長(北本清美君) ただいまから平成22年第3回深川市議会臨時会を開会します。

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第78条の規定によって、山田議員、北名議員を指名します。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 本臨時会に付議されます事件は、市長から提出のありました議案3件であります。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しております。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間に行いたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって会期は本日1日間に決定しました。

○議長(北本清美君) 日程第3 議案第66号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長(山下貴史君)〔登壇〕 議案第66号財産の取得について、提案理由を申し上げます。

平成21年第3回市議会定例会におきまして、一般会計補正予算の議決をいただきました。その折の議決に含まれておりました緊急通報システム整備事業につきましては、昨年9月4日に所要の入札告示を行いまして、9月16日に入札を執行しました。そして、同日、落札業者と契約を締結したところであり

ます。

本件は、予定価格が2,000万円以上となる契約でございましたため、本来でありますと、深川市財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得るべき財産の取得に該当していたところでありますが、大変遺憾ながらその点を失念しまして、議会の議決を経ずに契約を締結してしまったものであります。

このため、本契約を平成21年9月16日にさかのぼって有効とすることについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、改めて議会の議決を得ようとするものであります。

本法令に基づく行政を推進すべき立場にありながら、こうした遺憾な事態を招いてしまいましたことは、まことに申しわけなく深くおわびを申し上げますとともに、今後こうしたことが二度と繰り返されないように再発防止に万全を期してまいる所存でありますので、どうぞよろしくご審議の上、議決くださいようお願い申し上げます。

○議長(北本清美君) これより質疑に入ります。

渡辺議員。

○9番(渡辺英雄君) 議案第66号の提案の理由説明を拝聴いたしました。深川市始めて以来の出来事で、優秀な職員が行政事務に頑張っていただけなのに、まことにざんきにたえないところであります。この際、何点か意見の開陳をしておきたい。

1点目は、なぜこのようなことになったのか。明確な説明責任を求めておきたいと存じます。

2点目は、今追認議決のことがありましたけれども、この定義について明確にしていきたいと存じます。

3点目は、1週間前に告示されているわけですがけれども、議会の軽視はなかったのかどうか伺っておきたい。

4点目は、山下市長はこれまで大幅な人事異動をなされて今日を迎えているわけですが、この種のもの、人事の弊害ではないのかと言わざるを得ないわけがありますけれども、この点についても明らかにしていきたいと存じます。

5点目は、5年さかのぼって調べたようですが、実態はもうないのか。再発防止及び行政の危機管理というか、あるいはこの対策についてどう考えているのか伺っておきたいと存じます。

○議長(北本清美君) 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 初めに、改めて私からも、所管の部長として、議会並びに市民の皆様深くおわびを申し上げます。大変申しわけございません。

渡辺議員の質疑にお答えをいたします。私からは、1点目の今回の件の説明をというお尋ねがございましたのでお答えいたします。

昨年度、国の補正予算において、地方対策として計上されました地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、その事業の一つとして、これまで修繕も困難となっていた旧型の緊急通報システムの端末機器を、新型に更新する事業に取り組むことの補正予算を、昨年9月3日招集の第3回市議会定例会に提案し、同日議決をいただいたところであります。そのことを踏まえ、翌9月4日に入札の告示を行い、同月16日に入札を執行したところであります。その結果、2,214万4,500円で落札され、同日、契約を締結いたしました。本件は、財産の取得として、議会の議決を要する事案でありましたが、議会議決の必要性を失念し、補正予算の議会議決をもって、事務の執行における要件は終了したものと判断を誤ったところであります。今回、たまたま9月下旬に実施された介護福祉課の定期監査の資料で、財産及び備品等の購入一覧表を9月中旬ごろ作成中に高額な物品購入がわかり、最近の道内自治体における議会議決を経ずに契約を締結した事例が散見されておりましたので、本件は大丈夫か確認を行ったところ、本事案が議会議決を経ずに処理されていたことが判明いたしました。すぐに財政課へ連絡し、財政課において過去にさかのぼって同様の事案が生じていないかどうか、確認作業も開始したところであり、その結果、議会議決を経ずになされた契約は本件だけと判断されたところでございます。その後については、関係所管への説明及びその再発防止策の検討、処理対応策の調査検討などを行い、このたびの臨時議会で追認の議決を得るために、財産の取得について提案したところであり、ご理解をいただきたく願います。

○議長（北本清美君） 坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 2点目の追認の定義ということで、お答えをさせていただきたいと思えます。

法令上、議会の議決を要件とするものということですので、議会の議決を受けなかった場合について

は、行政実例などによりまして、議会を経ることなく締結した契約は無効となるというのが判例、解釈の大勢であるということでございます。通常は、無効の法律の行為については、時間の経過や追認によっても効果を生ずることがないというものですけれども、今回の件につきましては、昭和49年3月13日に仙台高等裁判所の判決によりまして、議会での議決をいただきますれば、さかのぼって有効になるという解釈がございまして、これに従いまして今回提案させていただいているものであります。

次に、3点目の議会の告示、議会軽視ではないかというご指摘もいただきました。先ほど市民福祉部長から答弁させていただいておりますように、このことが明らかになりました以降、内部で十分に検討を進めるとともに、この臨時会の開催に向けまして、議員の皆さんと十分にこのことについて連携を進めながら、物事の取り進めを図ってきたと考えております。このことにつきましては、他市の、また自治体の動向などもございまして、非常に大きな問題、議会の議決を経ないで物事を進めたということに対して、報道でも非常に多く取り上げられているということもございまして、この告示後この議案等を報道機関にも周知するわけですが、こういった今までの流れからして非常に大きな取り上げ方で報道されたと理解をしております。決して議会軽視という立場で物事を進めたことは全くないわけでございますので、これについてはご理解をいただければと思っております。

次に、人事異動の関係での弊害ではないかということでございますが、人事異動に当たりましては、一時期にその業務に精通したものをすべて異動させることは当然大変な問題を招いてしまうということですので、定期的な異動の中では、当然業務に精通した者を十分に配置してバランスをとりながら物事を進めてきているということですので、そういった弊害ではないと考えておりますけれども、このご指摘については十分重く受けとめさせていただきたいと思っております。

次に、5年さかのぼって調べてみたわけでございますけれども、この中では、議会の議決を要する事項といたしまして、平成17年、維持管理センターのロータリ除雪車更新、18年には除雪ダンプトラックの更新ということで、それぞれの所要の時期に議会の議決をいただいているところでございます。今回、

いろいろ調べてまいりましたが、調査の結果緊急通報システムのみが、議会の議決を経ずにということになっていると判明したところでございます。次に、再発防止ということでお尋ねをいただきました。法令に定める議会の議決ということは、その議決によりまして市の意思が決定されることが基本的であり、また本質的なものと認識をしているところでございます。今回、そうした重要な契約において議会の議決を経ずに契約を締結したという事案が発生したことは極めて遺憾でございますし、反省をいたしているところでございます。今後このようなことが起きないようにということが最も大事なことで考えておりまして、その一つの柱といたしまして、こういった基本的な制度をきちんと理解をすることが何よりも大事だと考えておりまして、契約事務及びこれに関連する事務について、職員に対する研修を継続的に実施することを検討してまいりたいと思っております。次に、入札契約事務と議会議決のしるしとの関連を事務の一連の流れの中で明確にするということがこういったものが起きない一番大事な点であろうと考えておりまして、そういった一体的な処理を可能とするため、事務処理における工事及び物品等の購入手務の初期段階から、入札、契約事務に至るまで、伺い書が当然発生するわけですが、その中に議会議決の要否、その時期といったことを記述するような様式に改めるなどいたしまして、各段階でチェックできるようなことが可能になるように、取り決めに検討してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） ただいまそれぞれの立場から答弁をいただきましたが、このことにつきまして、私が申し上げておりますいわゆる追認事項の地方自治法第96条第1項第8号にのっとった形の中で、処理ということが明らかになったわけでありまして、けれども、このことは今までになかっただけに非常に私もどういふ角度から、あるいは地方自治法第179条の専決という部分もありますので、こういうところにも発するのかと思いましたが、地方自治法では全くこの表現はありません。今ありましたように、結局、仙台高等裁判所で、このことを出したことによって、こういうことができ得るということが明らかになったわけでありまして、仮に追認議決がされなかった場合はどうなるのか。この点はどのようにお考えですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質疑にお答えをさせていただきますと思います。

繰り返して恐縮でございますけれども、私どもは本来法令に基づきまして適正な業務執行に努める立場にあるということですので、こういったことを招かないことが最も大事だということでございます。しかし、今ご指摘をいただきましたように、追認がされない場合どうなるのかについては、契約の相手方には全く過失がないといひましようか、問題はなわけですので、市はこの契約が成立しないという場合についてはその相手方に対して当然損害賠償などに対応していかなければならないという責任があるものと考えております。この場合は重ねてでございますけれども、契約そのものについて補正予算の中でも非常に重要なものという受けとめもいただき、議決もいただいておりますので、先ほど申し上げました判例などに基づきまして、ご理解いただくことをお願いする立場ということで、答弁とさせていただきます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 1点目は、入札の状況についてお知らせをいただきたいと思ひます。

2点目は、222組の端末装置について、すべて購入は終わっているのだと思ひますが、その辺についてのことと、同時にこの金額についての支払いも終了しているかと思ひますので、そのことについてお尋ねします。

3点目、先ほど市長の提案説明の中で、大変申しわけなかったという話がある出されました。そして同時に、非常に大きく報道もされております。その点で市民に対しては、謝罪も含めたこういう出来事についての報告と言ひますか、そういうことが必要だと思ひますけれども、その辺はどのように考えているかお尋ねいたします。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） ただいまの北名議員の入札の状況について、関連して質疑をさせていただきます。

まず、私からもこの財産購入に対する入札の状況について、お聞かせをいただきたい。

それからもう1点は、緊急通報システムの端末装

置を購入して、当然これに伴う交換業務の委託というものが発生してくるわけでございますけれども、このことに関して金額にすると580万円ぐらいでしょうか。その入札の状況と、同年の年度当初の緊急通報システムにかかわる財産購入5組分の入札の状況、それから緊急通報システムのガスセンサーの部分、私が調べた段階では、いずれも同じ業者に落札されていると見させていただいてはいますけれども、この辺の状況についても詳しく入札の状況を含めて明らかにしていただければと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） まず、北名議員からのご指摘の入札の状況、あわせて東出議員からの関連質疑にお答えをさせていただきます。

入札につきましては、昨年度夏以降に国の経済対策等に対応した補正予算の編成などを実施したということがございまして、非常に多く入札に付した案件が出たところです。昨年9月から本年9月までに実施いたしました入札の件数ですが、平成21年度で申し上げますと120件、22年度で110件、全体で230件となっております。内訳は、物品の購入で45件、建設工事で115件、業務委託で70件ということで、そのうち議会の議決を要するものは、今回のこの件だけということでございます。

それと、3点目にございました市民に対する今後の報告ということですが、この議会終了後、こういったことについてさまざま市民の皆さんにお知らせをするという形の中で、内容について適切に説明をしていきたいと考えております。

○議長（北本清美君） 通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 私からは、北名議員の2点目にございました緊急通報システムの仕事は終わっているのか、また支払いは終わっているのかということと、東出議員から質疑がございました入札の状況等についてお答えを申し上げます。

まず、平成21年度の事業といたしまして、この緊急通報システムの事業につきましては222組すべて設置者、いわゆる在宅の高齢者ですけれども、この業務については終えてございます。また、支払いについても、平成21年度の支払いということで終えているところでございます。

次に、東出議員から入札の状況についてということでございますけれども、本件につきましては、昨

年9月16日に入札を執行しており、物品名は緊急通報システム端末装置ということで、端末機本体、無線ペンダント、ガス漏れセンサー、火災センサー、煙センサー、センサーボックスなど、端末装置一括の222組という入札の執行でございます。入札業者につきましては、3業者から入札をいただきまして、日東興業株式会社が2,109万円で落札をしたところでございます。また、納入期限等につきましては、4回に分割して納品をいただいているという状況であり、1回目については台数55組、2回目については55組、3回目が55組、4回目が最終として57組、計222組の納品をいただいているところでございます。

（「答弁漏れ」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。この設置は、端末機本体ですとか、ガス漏れセンサー等の設置につきましては、日東興業株式会社において、1社で行ったと受けとめてございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 一つは、日東興業株式会社が2,109万円で落札したということですが、取得価格が2,214万4,500円というのは、消費税の関係と思いますが、このことを説明していただきたいのと、3業者がと言いましたので、それぞれこの会社で入札金額は幾らだったのかお尋ねをします。

それと、市民に適切に説明していくということをお坂本部長は言いましたけれども、これでは答弁にならないのではないかと。どんな形で、ペーパーでやるのか、市民のところへ全部出かけていくわけでもないだろうし、もう少し質疑にかみ合って教えてください。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） それでは、再質疑で改めてお聞かせをいただきたいと思います。

緊急通報システムの222組分の交換業務委託について、1社ということのお話でございましたけれども、まずそこら辺の経過についてお聞かせをいただきたいと思ひますし、加えてこれも答弁漏れということで改めてお聞きしますけれども、いわゆる年度当初の部分で、通報システムの取り付け、撤去、保守点検の業務、契約金額71万7,000円ですけれども、これらだとか、先ほど申し上げた当初予算の5組の部分あるいはガスセンサーの部分でこの辺の状況も明らかにしていただきたいというお話を1回目の質疑でさせていただいてはいますので、この部分につい

だきましたけれども、一言だけ申し上げておきたい
と思います。

この議案については、追認案件でございます。そ
ういうことからすると、もう少し緊張感を持って答
弁いただかなければいけないと、本当にそういう思
いがあるのかどうなのかということに疑いたくなる。
こういう緊張感のなさ、先ほど渡辺議員から議会軽
視という話もありましたけれども、こういうことが
やはり再発につながっていくのではないかと。そう
いうことからすると、そこら辺についていま一度緊
張感を持った形で今後取り組む姿勢についてお考え
をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） まず、北名議員の
再々質疑でございますけれども、今回このような形
で提案をさせていただいているということですので、
事後処理について当然考えているべきだというご指
摘でございます。そのとおりと思いますが、私ども
といたしまして、まず今回の内容について提案させ
ていただくということに全力を挙げていたという状
況がございまして、今申し上げたような状況の中で
この結果を踏まえて、十分な説明となるように努め
ていきたいと考えております。

それと、東出議員からご指摘をいただきました。
緊張感を持ってということございまして、本当に
おわびするしかないという状況ですけれども、この
ご指摘を十分に受けとめさせていただきながら、今
後はこのようなことがないように全力を挙げて取り
組んでまいりたいと思います。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 私からは、5点、若干渡辺
議員の質疑の延長線上にあるということもありま
すが、お許しいただきたいと思います。

1点目なのですが、新聞等他市町村の状況
ということで報道されておりますが、これまでの他
市の例、どのような状況で、そのてんまつがどのよ
うな状態になっているのかを明らかにしていただき
たいと思います。

2点目につきまして、今回、先ほどの答弁で伺
い書の中身を切りかえていくような答弁がございま
したけれども、現状は、どのような内部の決裁の流れ
になっていて、今回のような議会に提案しなければ
いけないという部分のチェックというのは、どこが

所管すべきところなのか。当然、所管があり、財政
課もあり、会計課もあると思うのですが、その
辺についてぜひ伺いをしたいと思います。

3点目、これは渡辺議員の再質疑で若干出ていま
したが、追認案件のこれが仮に否決というようなこ
とになりますと、契約が無効という答弁でございま
す。そういうことになってしまうと思いますけれど
も、大変なことになるということの話は伺ったの
ですが、もし実際に、契約自体はいいのだけれども
追認というのはけしからんということで、可分不可
分かは別として議決承認されなかった場合、契約が
無効になるということがありましたけれども、実際
にそれがどうなるのか。今回の事業の場合は、国の
全額交付金事業で行われています。そういった部分
についてもどのような関連が起きてくるのか、お伺
いをしたいと思います。

今後の改善策ということでは、既に北空知新聞、
北海道新聞等でも報道がされているのですが、契約
担当者の会議を今後開いていきますとなっております
が、この間どのような形で実施されていたのか、
もしくはされていなかったのか。その辺についてお
伺いしたいと思います。それと、契約担当と言っ
ても、すべて各所管、事務事業を行う方は契約担当
だと思うのですが、そういった方がやはりどんどん
異動したりして変わっていきますから、そういった
ところに対しての善後策というか改善策も含めてお
伺いしたいと思います。

最後に、山下市長が今立場にあるというところの
大きな一つの理由として、この入札の適正化という
ことが掲げられていると認識しておりますし、市長
もそのように考えていると思うのです。今回こうい
う入札という部分にかかわってこのようなことが起
きたことについて、市長の認識についてお伺いた
いと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 順次お答えをさせ
ていただきたいと思います。

まず、1点目の他自治体の状況、てんまつとい
うことですが、私どもで知りえている内容とい
うことで申し上げますと、道内で本年度になっ
てということですが、足寄町、当別町、夕張市、網走
市などの報道がされております。購入した財産につ
いてはパソコン、地上波のデジタルテレビ、草刈機、

消防車、除雪車などとなっているものと考えておりますが、対応については、市長、町長の減給、その他職員の嚴重注意などの処分といったケースが多いと認識をいたしております。

次に、2点目の決裁の流れ、チェックということですが、予算執行におきまして事務の流れということですが、備品購入あるいは工事請負について同様ということですが、予算が成立した後に執行の準備をスタートさせて、備品であれば納入期間などを勘案しながら執行時期を検討し、担当所管課において購入の伺いの起案をするということでございます。その後、入札の時期等の協議を行い、財政課において入札執行の伺いの起案をし、決裁後、入札の告示を行いまして、入札参加申請を受け付け、資格審査を行い入札を実施するということとなります。こういったことで、それぞれこのところでチェックということですが、スタートの段階では担当所管課でございますし、その後、財政課に入札執行の伺いの起案ということですので、財政課ということになりますし、それぞれのところで本来であればこのことのチェックがなされるべきであったと考えております。今回こういった形で、これに対する適切な対応ができなかったことについてはおわびを申し上げたいと思っております。

それと、3点目の追認についてでございますが、実際に承認されなかった場合ということですが、先ほども渡辺議員への答弁の中でも申し上げましたけれども、通常の場合に法律論議で言いますと、遡及してということというのはなかなか現実的なものではないのかもしれませんが、地方自治法の規定に基づくものについては、非常に影響が大きいということもあるのだらうと思っておりますけれども、昭和49年3月にこういった形で追認をされますとさかのぼって有効になるという規定の判例が出ておりまして、今回、先ほど申し上げました道内の自治体においても同様の取り扱いをしているという状況でございます。そこで、このことについて承認されなかった場合ということですが、私どもとしてはぜひお願いをしたいということですが、判例の中では無効になるということですので、そうなりますと先ほど答弁でも申し上げましたように、損害賠償の関係でありますとか、今回こういった形での国の臨時交付金の事業であるということですので、そのことの承認をいただけないとなれば適切なそれに対する取り

消しなりというものが生じてくると思っておりますので、非常に大きな影響を生ずるものと考えております。

それと、今後の改善策ということですが、まずこのことについての認識が十分でなかったということですので、事務担当者を含めた研修も十分に行うということと、先ほども答弁の中で申し上げましたように、起案の段階、入札の執行の段階でのさまざまな伺いがございますので、こういった中でそのことについての記載、適用をする、しないの欄を設けるということ、今後については、こういった形で漏れることがないように努めるということ、対応してまいりたいと思っております。それと契約事務の担当者の勉強会といった会議等でございますけれども、以前は経理契約事務担当者会議という名称で予算の執行でありますとか、経理会計事務、契約事務といった形での会議を開催していたということですが、いろいろ調べてみますと平成15年に開催をしたという状況にございまして、現在では制度の改正があるたびにそれぞれ庁内LANによる掲示板に掲載をするなど、迅速で周知することが可能になっているということもございまして、そういった担当者レベルの会議が少なくなっているという状況になっているものと思っております。そういった意味では、それぞれいい面、悪い面があるのかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、こういった事態が生じたということですので、一堂に会したような会議の開催について検討するということが必要ではないかと思っております。

それと、最後の入札の適正化の関係でございますが、過去において深川市の場合に談合事件等の発生ということで、信頼性を確保するという意味で制度的にさまざまな見直しを行ってきたという状況であります。これについては、業務執行体制の整備でありますとか事務改善、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底、透明性の確保と、公正な競争の促進などを目指してさまざまな取り組みを行ってきたという状況にございます。今回の事案につきましては、入札制度の適正化と、もちろん入札に絡んでということですが、これは本当に申しわけございませんけれども、事務の執行上のミス、誤りといったことで、制度そのものということの関連というのは果たしてどうなのかと考えております。そういった意味では、制度の整備、これはこれとして十分に努めてまいりますが、今回こういった形の事務上

のミスが発生しないように、先ほど申しあげましたような対応策を行う中で改善努力を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 契約担当者会議等が具体的には平成15年以降開催されていないということです。これまでも、内部でのいろいろな研修会については、ぜひともやるべきだというお話をさせていただいていますし、やはりそういったことが怠っており、庁内LANで、メールで送っているからいいという発想ではなく、いろいろな体験とか、実際に話して聞くということが役所の中にも文化として必要ではないかと思ひますし、最後の公約のいろいろな入札の部分と今回のうっかり的なところは違うというのは、認識として間違っていると思ひます。やはり、そういったことも含めていろいろな落とし穴のところ引きずり込まれていくというようなケースもあると思うのです。そういうところを、やはり一つ一つ丁寧にチェックをしていく、常に日ごろからやっていたらいいかということであれば、その点についての認識については、部長の認識だけで、私は違うのではないかと思ひますので、ぜひともここは副市長なり市長のお話も聞いてみたいと思ひますが、それはあえて申しませんけれども、今の認識ではまずいのではないかと思ひますので、改めて質疑をさせていただきたいと思ひます。

○議長（北本清美君） 答弁願ひます。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 事務担当者の会議についてのご指摘とあわせて一つ一つの積み重ねが大きな落とし穴につながるのだというご指摘をいただきました。このことを十分に踏まえまして、内部でどういった形がこういった落とし穴に落ちらない最善の策なのかということについて、十分に検討を重ねてまいりたいと思ひます。

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第66号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第4 議案第67号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第67号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本改正案は、今ほどの議案第66号でるご議論賜りました平成21年9月16日の緊急通報システム端末装置の購入手続に関し、深川市財産条例第2条の規定に反する事態を生じさせてしまったことを重く受けとめ、その責任を明らかにするため、市長の給料月額を平成22年11月1日から11月30日までの1カ月間、現行の20%削減に加え、さらに10%削減をしようとするものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 議案第67号につきまして若干質疑をさせていただきたいと思ひます。

市長の給与10%削減ということの英断あるいは決断は評価するわけでありませうけれども、この種の問題が昨今、あちこちの市町村でかなり起きていますやに承知をいたしているわけでありませうけれども、この点どのような状況か調べてあるのであれば伺っておきたい。さらに、この責任のとり方として10%カットの根拠を伺っておきたいと存じます。

2点目には、失念という言葉があるわけですが、市長だけということでは今市長給与の10%削減が提案されているわけでありませうけれども、副市長についてはどのような取り扱いになるのか。あるいは、これは市長、副市長だけということにならないと考えませうけれども、それぞれの部、課あるいは係に影響してくるのだからと思ひますけれども、その点についても明らかにしておいていただきたいと存じます。

○議長（北本清美君） 答弁願ひます。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 3点の質疑について順次お答えをいたします。

まず、他自治体の状況ということでございますが、私ども先ほどの答弁の中で申し上げました足寄町、当別町、夕張市、網走市について確認をいたしておりますので申し上げたいと思います。まず、市では網走市、市長減給10%、1カ月、副市長以下9人、嚴重注意と。夕張市、市長減給10%、1カ月、幹部職員が嚴重注意。当別町、町長減給10%、1カ月、足寄町、町長減給10%、1カ月、副町長、教育長減給5%、1カ月というのが私どもで押さえている内容でございます。

次に、責任のとり方ということでございますが、本来、処分ということになりますと一般職の職員ですと、地方公務員法の中の懲戒という内容について対象になりますけれども、特別職については地方公務員法の適用外ということもございまして、その内容につきましては、このことの原因となった事実、重さ、そういったことと公正な世論からさまざま批判などに対する対外的な影響等を考慮して適切に判断をするという事例が解説書などを見ますと紹介をされているということでございます。あわせて、今申し上げましたように、他自治体の状況との均衡という意味で、ここを図るということが重要なことということで、10%カットの根拠ということですが、他自治体の同様の事例に対する対応も十分に勘案をして。それで、前段申し上げましたようなことの重大性も勘案してということがその根拠ということでございます。

2点目の他職員の対応ということでございますけれども、今回こういった形でこの議案について議決をいただきましたら、市長の手元におきまして速やかに次の対応ということでして、具体的には、副市長を嚴重注意、事業所管の市民福祉部及び契約事務所管の企画総務部の職員11人に対しまして嚴重注意5人、注意6人の処分を予定しているということでございます。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） わかりましたけれども、市長はとんでもない災難かとも思うわけではありますが、先ほど東出議員も指摘していたように、職員の緊張感あるいは職務についての慎重さがなくことに尽きると、そして失念ということは、うっかり

忘れたということになるわけですが、それが行政職としてあってはならないことが出たということであって、今後ともこういう部分については、私はどちらかという心を痛めるものであって、今後ないように十分意を注いでいただくことを願って、もう一度答弁を求めておきたいと存じます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質疑をいただきました。

大変申しわけなく感じております。職員の失念、慎重さを欠いた対応ということでございまして、このことについて非常に重く受けとめて、今後このようなことが起きないように最大限努力をすると、市長の手元で十分にさまざまな事後の対応についてこのことを検討する中で、こういったことを円滑に実施する中で今言ったような形が再発しないように、努力をしてまいりたいと思います。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 提案説明の中で、市長がこのことを重く受けとめて責任を明らかにすると言いましたし、そのことは大事なことだと思います。

そこで、何点が聞きますが、1点目は、山下市長になってから職員を行政上のミスなどで処分した事例を挙げていただきたいということが一つです。

それから、2点目は、その事例の中にも出てきますし、今回もそうなのですが、嚴重注意と注意がされているわけですが、これはどういう形ですか、ペーパーですか口頭ですか、あるいはこういうことが嚴重注意だとか、注意をされるとどういうデメリットといいますか影響をしていくのか。そのことをお尋ねしておきます。

3点目は、今までも何度かあったと思うのですが、こういう処分だとか、処置というのかに対して、一定のこういう場合はこうするというルールと言っていいのでしょうか、不文律なのかもしれないけれども、何かがあると思うのです。その辺については、どういうことになっているのかお尋ねをしたい。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 3点の質疑をいただきましたのでお答えをいたします。

まず、このような形の職員の対応に基づく処分の

例ということでございますけれども、平成19年9月の最低制限価格の基礎数値の誤り、それから20年10月の高額療養費立替分の未請求事案といったことが事案としてあるものと思っております。

2点目の処分の内容でございますけれども、地方公務員法に基づく懲戒処分ということは、戒告以上ということですが、厳重注意、注意については、口頭での注意ということであり、ペーパーが出るかどうかというお話もございましたけれども、ペーパーではなく口頭による注意処分ということでございます。そこで、デメリットということでございますが、当然今回のこういった形で対応することについては、本当におわびをするということで、注意を受けることに対して職員として今後ますます緊張感を持ってこのようなことがないように対応することで、みずから律していく決意を込めてという内容になろうかと思っております。

それから、3点目の処分のルールでございますが、地方公務員法の中では、公正の原則ということがございまして、他の処分との均衡を図ることが非常に重要なことであるということと、その処分が行える場合については、その内容が事例にふさわしいかどうかについては、十分に配慮しなければならないという規定がされていまして、当然それらを決めていくに当たりまして、この規定に従って十分に検討、精査を図った上で対応していくということでございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 最初に聞きました山下市長になってからの事例が1件抜けています。ことしの10月6日の厳重注意が何人かいるのか、それをきちんと教えてください。

それから、今の答えの中で聞きたいのは、厳重注意、注意というのは口頭ですと、みずから律するということになると思うのですけれども、これは昇格だとか昇給に影響があるのですか。それをお尋ねします。

それから、ルールは今聞いたけれども、あるような感じではないような感じで、ないような感じでありましたけれども、私どもは一つ抜けているのは後で答えてもらうけれども、山下市長はなかなか自分に対して厳しくないと言ったら変な言い方になるけれども、今までしてこなかったと思うのです。私は今回したことは、当然だという思いがしているし、これがい

いと思うのですけれども、その辺の違いというか、今までのとの違い、これはどうして今回するのか、今までしなかったのかその辺はどうなのですか。そのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質疑にお答えをいたします。

大変申し訳ございません。1点目の深川市のホームページの情報の関係について直近でございましたので申し上げますけれども、これについても対応はございましたので、おわびをしながら、もう1件ございましたので、このことについて答弁とさせていただきますと思います。

それと、2点目の昇格等に影響するののかということでございますけれども、それぞれこういったことに対する対応を厳重注意を含め受けるということについては、今後どのような形、それぞれ内容によって大きく食い違いがあると思いますけれども、これは職員一人一人がみずから律していくという受けとめをさせていただく中で、客観的な評価については、非常に難しい問題がございまして、そのことが反映するかないかということについては、個々の事例によって異なるものだと思いますので、明言することは難しいものだと思います。

それと、3点目にございました特別職の対応ということですが、先ほども申し上げましたけれども、特別職の対応については、地方公務員法の対象外ということもございまして、これだという明確なルールがあるものではございません。そういった事案、そのことの重大性だとか、他自治体に類似したような例があった場合について、どのような対応をしているのかといったことも総合的に判断してということになるかと思っておりますので、これについては、個々のさまざまな事象によって異なるものだと思います。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 私は、これまで3件厳重注意だとか注意をした事例があるというのを記憶の中にもありましたし、さらに調べたというか所管に聞いて改めてそのことを思っているのですが、私は当然これまでも市長はみずからを律するべきだと思っていたのです。その都度そのようなことを言いました。なぜ市長にそういうことが必要なのかとい

うと、やはり先ほどから緊張感という言葉が何回か出ていますけれども、部下といえますか、職員のミスが場合によっては、財政に与える影響というものも出てくる場合もありますし、また信頼ということもありますし、市民に対して市長がみずから律することによって、これからの決意にもなるし、また職員にもそういうことにならないような努力をすることになると思うのです。ところが、職員は処分しておいたけれども、自分はそうしないという形になると、これは本当に何なのだということになってきたと私は思っているのです。そういう意味で、例えば一つだけ言いますけれども、3件あるうちの最初の事案ですけれども、最低制限価格の基礎数値の誤りというものがありました。納内小学校屋内運動場改築建築工事の入札にかかわって、これは市長決裁が必要なものだったのです。2億円の仕事を1回業者に入札して、そして契約までしたけれども、それからすぐ慌てて取り消してもう1回やったという事例なのです。本当にとんでもない事例ということで、私どもはあのときも言ったけれども、そのときも部長職以下に厳重注意、注意をしたのです。やはり市長決裁すべき出来事とそうではない出来事の区別があると思うのです。交通事故を起こしたとか場合には、そういう厳重注意や何かをしてもそれは及ばないと思うのですけれども、行政のミスであった場合に市長、副市長が責任をとるという姿勢がなければいけないと思うのです。同じような意味では、高額療養費の問題もそうです。このミスのために結局は二百数十万円が税金で補てんされなかったわけです。これだって私は、市長決裁のものかどうかかわからないけれども、違うような気がしますけれども、やはり市民から見れば、本当に緊張感を持っているのかということになったと思うのです。そういう点では、もう一度聞きますが、今回のように市長決裁のときに、行政的にそういうことが起きた場合にはするのが筋ではないですか。どうですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 起こった問題の重大性、他自治体の動向などを見きわめて、今までも取り扱ってまいっておりますので、今後についてもご指摘の点も踏まえまして、対応すべきことと考えております。

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありますので、指名します。

北名議員。

○16番（北名照美君）〔登壇〕 ただいま提案されております議案に対して、共産党の議員団として討論をいたします。

議案に対する態度は賛成です。あえて討論をするのは、若干指摘をしておきたいことがあるということでもあります。言うまでもなく、今市民の置かれている状況は、極めて深刻です。若い人に働く場がない。つまり失業です。若い人だけではないと思いますが、働いても賃金が安い。商店も青息吐息と。加えて、基幹産業の農業もとりわけことしは、高温障害なども含めて大変な事態になっていると。こうした状況の中で、行政や市議会に対する注目、風当たりは強風、突風のごとくあります。そして裏を返せば、すぎるような期待というものが行政、国政にももちろんですけれども、行政や市議会にあるのだというぐあいにも思います。

前置きが少し長くなりましたけれども、今回のミスそして処分、私は今までと少し違うと思います。これまで、山下市長自身は、自分を律するという点ではそれを忌避する姿勢を感じましたが、提案されているように今回は、みずからの減給という提案があります。首長が自分を律するということは、先ほど言いましたように、職員に対しても市民に対してもみずからに対しても厳しいものがあるわけで、私はそういう姿勢がこれまでも必要であったとおきたいと思えます。この際一言ある市民の方がこのことについて、私との会話の中で言ったことを伝えておきますが、この方は、市は未納だとか滞納についての徴収あるいは回収についてはされる側から見ればということになると思うのですが、非常に厳しいと、そんなに大きな金額でなくても夜に来ると。二人で来るとびっくりしたとかいろいろなことがあります。私は、それは一生懸命やっていることだし、昼間会えないから、あるいは返事が来ないから夜行くのだし、あるいは1人でお金を扱うのはよくないから、複数で行くのだと、私はそういう行政の立場

の人のことも十分理解はします。ただ、そこでも一つ言っておきたいことは、その手のやりとりです。本当に思いやりと言いますが、そういう姿勢がにじみ出るといふか、そういう形でやりとりでないとはやはり厳しいという感じの受けとめになってしまうと思うのです。そうした結果、そういうことには厳しいけれども自分らのことには甘いのではないのかとかいうことが当然出てくるのです。先ほど、突風という言い方をしましたけれども、そういうことと関係すると思うのです。そういう点で、きょうは私も含めて厳しい議論がありましたし、しっかり押さえていただいて、もちろん議員である私もそのように自分のことも思っておりますが、そういう形で行政をやっていくということをしていってほしいし、いかなければならないと思っております。そのようなことを述べて討論といたします。

○議長（北本清美君） 討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第5 議案第68号損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第68号損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について提案理由を申し上げます。

平成22年9月15日午前6時ごろ、車両が市道6号線を走行中、道路中心標のふたが傾き突出していたため、右側前、後輪及びホイールを損傷させる事故が発生いたしました。詳細につきましては、別紙専決処分書のとおりであります。国家賠償法第2条第1項の規定に基づき、道路の管理に瑕疵があったものと判断し、23万円を市が賠償することで相手方と協議が調いましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成22年10月12日をもって専決処分したものであります。なお、賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額補てんされるものであります。よろし

くご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第68号を採決します。

本件を承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第68号は承認することに決定しました。

○議長（北本清美君） これで本臨時会に付議されました事件の審議はすべて終了しましたので、平成22年第3回深川市議会臨時会を閉会します。

（午前11時49分 閉会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、

ここに署名する。

議 長 北 本 清 美

署 名 議 員 (2 番) 山 田 圭 二

署 名 議 員 (1 6 番) 北 名 照 美